

講習案内は最後までよく読んで、記載されている内容に同意したうえで申請してください。
受講申請された方は、講習案内に記載されたすべての事項に同意されたものとみなします。

令和5年度 消防設備士講習案内

(消防法第17条の10に規定する講習)

実施機関：三 重 県

受託機関：一般財団法人三重県消防設備安全協会

1 受講対象者

(1) 消防設備士免状の交付を受けた日以降における最初の4月1日から2年以内の方。

(2) 消防設備士講習を受けた日以降における最初の4月1日から5年以内の方。

※所定の期間内に講習を受けていない方は、免状の返納命令制度に基づく違反点数の措置対象となつていきますので、今回の講習を必ず受けてください。

2 講習日程

(1) 受付期間内でも定員に達し次第、受付を締め切ります。

(2) 定員に達してから届いた申請書については、申請者あてに当協会から連絡しますので、他の日程に変更してください。

受付期間：令和5年7月19日（水）～ 令和5年7月25日（火）

講習区分	免状の種類	講習日	定員	会場
消火設備	甲種 1・2・3類 乙種 1・2・3類	9月14日（木）	90	三重県勤労者福祉会館 6階 講堂 津市栄町1丁目891
		10月 4日（水）	90	
		10月24日（火）	90	
警報設備	甲種 4類 乙種 4・7類	9月12日（火）	90	
		9月15日（金）	90	
		10月 5日（木）	90	
		10月26日（木）	90	
避難設備 消火器	甲種 5類 乙種 5・6類	9月13日（水）	90	
		10月 3日（火）	90	
		10月25日（水）	90	
		10月27日（金）	90	

3 講習科目・時間

講習科目	講習時間
1.工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項	9:00～11:30
2.工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項	12:30～16:30
3.効果測定	16:30～17:00

4 講習科目の一部免除

講習区分のうちいずれかの講習を受けた後6ヶ月以内に今回他の区分の講習を受けようとする方は、講習科目「1. 法令関係」が免除されます。該当の場合は申請書の一部免除申請欄に記入してください。

5 受講手数料

講習区分ごとに7,000円（非課税）（三重県収入証紙）

- (1) 三重県収入証紙は、三重県内の銀行など証紙売りさばき所で購入いただけます。
- (2) 当協会では販売していません。
- (3) 郵便局で販売している収入印紙ではありませんので、ご注意ください。

6 受講申請の手続き

1 受講申請書を記入し、7,000円分の三重県収入証紙を貼付してください。

- (1) 申請書は講習区分ごとに1枚必要です。
- (2) 受講申請書と受講票の太枠に必要事項を消えないようにボールペンなどで記入してください。
- (3) 手数料欄に**手数料（額面7,000円分の三重県収入証紙）**を貼付してください。
- (4) 申請書の裏面に**免状のコピー（表裏）**を貼付してください。
- (5) 氏名、生年月日、住所が印字されているご案内通知を受け取られた方は、誤りがありましたら朱書きで訂正してください。
- (6) **受講票返送用の封筒（お届け先の宛名記載・必要額の切手貼付）**を用意してください。

2 受講申請書と受講票返送用の封筒を受付期間内に当協会へ郵送してください。

- (1) 申請書の記入にモレや不備がないか確認のうえ、**受付期間内に ①受講申請書 ②受講票返送用封筒**を当協会へ郵送で提出してください。申請書には収入証紙が貼付されるので、紛失など事故防止のため**簡易書留**などで送付してください。（簡易書留の受領証は、受講票が届くまで保管してください。）
- (2) 事業所などで複数名受講の場合および、2区分以上受講される場合は、申請書をまとめて送付いただいて結構です。この場合、受講票返送用の封筒は一部で構いません。
- (3) 受講申請書受理後の**申請書および手数料は、理由を問わず返還しません。**
- (4) インターネットでの受付は実施しておりません。

3 受付期間終了後、受講票を送付します。

- (1) 受講票は、**8月下旬**に発送予定です。

7 申請書送付先

一般財団法人三重県消防設備安全協会

〒514-0002 津市島崎町 3 1 4 番地 三重県島崎会館 2 階

* 申請書に収入証紙が貼付されるので、紛失など防止のため簡易書留などをご利用ください

8 講習当日の注意事項

- (1) 当日は次のものを持参してください。 ①**受講票** ②**消防設備士免状** ③**筆記用具**
- (2) 受付時間は**8 時 20 分～8 時 50 分まで**（講習科目一部免除の方は**12 時 10 分～12 時 20 分まで**）です。**遅刻は講習修了とは認められません**。余裕をもって会場へお越しください。
- (3) 受付に受講票と消防設備士免状を提出してください。免状は講習終了後に講習を修了したことを証明する知事印を押印してお返しします。
- (4) 2 区分以上の受講を予定している方は、最初の講習を受講の際に全ての受講票を受付に提出し、科目免除承認印を受けてください。
- (5) 講習テキストは当日配付します。
- (6) 昼食は各自でご用意ください。

9 個人情報の取扱いについて

この講習の申込時に「受講申請書」に記入された個人情報は、三重県及び一般財団法人三重県消防設備安全協会により、三重県個人情報保護条例等に従い、以下の利用目的にのみ利用します。ほかの目的に利用し、または第三者へ提供することはありません。

- 利用目的 (1) 受講者の本人確認、本人への通知・連絡等、消防設備士講習の事務手続き
(2) 免状作成業務（書換え、再交付等）のため一般財団法人消防試験研究センターへの提供
(3) 総務省消防庁への講習受講者数等の統計報告

10 その他

- (1) 天災等で講習を中止、または延期する場合があります。
- (2) 受講申請書受理後は、申請書および手数料は理由を問わず返還しません。
- (3) 消防設備士免状の写真の書換・再交付等については、一般財団法人消防試験研究センターへお問合せください。

一般財団法人消防試験研究センター三重県支部 TEL : 059-226-8930

《講習会場》

三重県勤労者福祉会館 津市栄町1丁目891



会場へは公共交通機関をご利用ください。

お車で越えの際は、県庁大駐車場をご利用いただけますが、**駐車場の開場時間は8時30分**です。

開場をお待ちいただく場所はありません。駐車場の前の道路上で開場をお待ちいただくことになると、近隣の迷惑になりますので、ご遠慮ください。

県庁大駐車場をご利用いただく際は、8時30分を目途にお越しください。

なお、講習の受付は8時55分までとなっておりますので、ご注意ください。（県庁大駐車場から会場へは徒歩5分程度です。）

●●● お問い合わせ ●●●

一般財団法人三重県消防設備安全協会

〒514-0002 津市島崎町314番地 三重県島崎会館2階

TEL：059-226-8726 FAX：059-226-9985

業務時間 平日午前8：30～午後5：00（土・日・祝日をのぞく）

◇◇◇受講に際してのお願いとお知らせ◇◇◇

○こまめな手洗い、手指消毒や主催者による窓開け換気など基本的な感染防止対策にご理解、ご協力をお願いします。（各自衣類などでご対応をお願いします。）

○マスクの着用は、個人の判断になりますが、感染防止対策のためのマスクの着用にご協力をお願いします。

○受講申請書受理後は、申請書及び手数料の返還はできません。なお、欠席された場合、年度内に実施される他の講習日への変更は可能です。ただし、変更を希望される日程が満席の場合は変更できません。

○新型コロナウイルス感染症を巡る状況等に変化があった場合には、受講に関する最新の情報を当協会ホームページでお知らせしますので、ご確認をお願いします。